

実績評価シート

担当課長：環境保健部企画課長

施策名	環境保健対策	
1 施策の概要	公害による健康被害について、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図るため、公害健康被害の補償・予防、水俣病対策、環境保健に関する調査研究を推進する。	
2 (1) 施策の目的、目標・達成時期	2 (2) 達成状況	
<p>(1) 公害健康被害の補償 「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保する。</p> <p>(2) 公害健康被害の予防 大気汚染対策の強化、公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。</p> <p>(3) 水俣病対策 平成7年の水俣病問題解決に当たっての閣議了解等を踏まえ、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行する。また、水俣病の経験を国内外に情報発信し、世界各地で顕在化している水銀汚染問題について、我が国の経験と技術を活かした国際協力を進める。</p> <p>(4) 環境保健に関する調査研究の推進 国民的な関心事となっている花粉症と大気汚染との関係、電磁波による健康影響等の諸問題について、調査研究を推進する。</p>	<p>(1) 公害健康被害の補償 公健法に基づき、現在約6万人の認定患者に対し、補償給付などを実施している。</p> <p>(2) 公害健康被害の予防 地域住民と大気汚染との関係を監視する環境保健サーベイランスシステムを、平成8年度から実施。PM2.5(微小粒子状物質)の健康影響については、個人曝露量把握手法の研究などを行っている。その他、カドミウム汚染地域の住民健康影響調査を継続するとともに、その成果を踏まえた保健指導を行っている。</p> <p>(3) 水俣病対策 水俣病総合対策、チッソ支援などを着実に実行するとともに、途上国における啓発セミナー、本年6月に国立水俣病総合研究センターに開設した水俣病情報センターなどを通じて、水俣病の教訓を発信。本年10月水俣で開催の水銀国際会議を支援。</p> <p>(4) 環境保健に関する調査研究の推進 花粉症と大気汚染の関係について疫学調査などを行うとともに、昨年には「花粉症保健指導マニュアル」を作成。その他、化学物質過敏症や電磁波の問題について調査研究を実施。</p>	
3 課題の体系	<p>(1) 公害健康被害の補償 (大気汚染を中心とする健康被害者への補償の実施)</p> <p>(2) 公害健康被害の予防 (環境保健サーベイランスなどによる調査監視)</p> <p>(3) 水俣病対策 (水俣病問題に関する総合対策の推進)</p> <p>(4) 環境保健に関する調査研究の推進 (花粉症、化学物質過敏症などに関する調査研究の推進)</p>	

4 評価

我が国の悲惨な公害経験を踏まえ、これらの公害健康被害者に対する補償を確保するとともに、この教訓を活かし、健康被害の未然防止を図っていくことは環境行政の重大な責務である。

(1) 公害健康被害の補償

公健法による認定患者については、引き続き公正な補償を確保する必要がある。

(2) 公害健康被害の予防

環境汚染と住民の健康影響との関係を監視する環境保健サーベイランスなどを引き続き実施するとともに、PM_{2.5}暴露量の把握と健康影響解明のための調査などを進める必要がある。

(3) 水俣病対策

水俣病総合対策などを継続するとともに、水俣病という悲劇の教訓を内外に発信し、国際的な水銀汚染対策の推進に貢献する必要がある。

(4) 環境保健に関する調査研究の推進

花粉症・化学物質過敏症などの問題について、国民の健康保持に有効な科学的知見の集積を図る必要がある。